

報道関係者 各位

令和3年12月28日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 千葉 直樹

室長 補佐

大津 洋子

電話番号 048(600)6210

改正育児・介護休業法等説明会を開催します

～男性の育児休業取得促進に向けた新制度が創設される等の改正内容を説明します～

男女とも仕事と育児を両立できるよう、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や育児休業を取得しやすい雇用環境整備、妊娠・出産の申し出をした労働者に対する個別周知・意向確認の措置の義務化等、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）が改正され、令和4年4月1日より段階的に施行されます（資料1）。

厚生労働省埼玉労働局（局長 ^{たかひし}高橋 ^{ひでのり}秀誠）は、改正育児・介護休業法の改正第一弾が施行される前である令和4年1～2月に、「改正育児・介護休業法等説明会」を開催します。

当説明会は、集合形式のほかオンラインでも開催し、事業主、企業の人事労務管理責任者等が視聴しやすいよう、オンライン開催分について、後日厚生労働省YouTubeに掲載する予定です。

■開催概要

「改正育児・介護休業法等説明会」（資料2）

【日時】

日 時	場 所
令和4年1月19日（水）14:00～16:00	埼玉労働局
令和4年1月27日（木）14:00～16:00	オンライン
令和4年2月4日（金）10:00～12:00	オンライン
令和4年2月21日（月）13:30～15:30	ハローワーク熊谷
令和4年2月28日（月）14:00～16:00	オンライン

【申込先】埼玉労働局 雇用環境・均等室（Web/FAX）

<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/redirect/20211217-03.html>

【参加費】無料



資料1 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

資料2 改正育児・介護休業法等説明会のご案内

事業主の皆さまへ（全企業が対象です）

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和4年4月1日より、下記①～⑤が3段階で施行されます。

令和4年4月1日施行

① 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

改正前	改正後
(育児休業の場合) (1) 引き続き雇用された期間が1年以上 (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない	<ul style="list-style-type: none"> ● (1)の要件を撤廃し、(2)のみに <ul style="list-style-type: none"> ※ 無期雇用労働者と同様の取扱い 勤続1年未満の労働者労使協定の締結により除外可 有期雇用労働者も含め除外する場合は、改めて労使協定を締結すること ※※ 育児休業給付についても同様に緩和

② 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休（裏面参照）の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する**研修の実施**
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（**相談窓口設置**）
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の**収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休**制度と育児休業取得促進に関する方針の周知**

● 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

【相談窓口】

埼玉労働局雇用環境・均等室 TEL 048-600-6210

〒330-6016

さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階

- ③ 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります
 ④ 育児休業を分割して取得できるようになります

	新制度「産後パパ育休」(R4.10.1～) 育休とは別に取得可能	育休制度 (R4.10.1～)	育休制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで(例外あり)	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	分割して2回取得可能	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で休業中に就業 することが可能 (手続きが必要。就業可能日等の上限あり)	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある場合 に限り再取得可能	再取得不可

(注) 新制度についても育児休業給付(出生時育児休業給付金)の対象となります。
 育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問合せください。

⑤ 育児休業取得状況の公表が義務になります

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。**

公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。
 取得率の算定期間は、公表を行う日の属する事業年度(会計年度)の直前の事業年度です。
 インターネット等、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。自社のホームページ等のほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。

さらに詳しく知るための情報

■ 雇用環境整備、個別周知・意向確認の例

厚生労働省では以下の資料をご用意しています。社内用アレンジする等してご活用いただけます。

① 社内研修用資料、動画

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/>

①

②



② 個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

■ 両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト)

両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取組状況の診断等が行えます。
 育児休業取得率の公表も行えるように改修する予定です(令和3年度未予定)。

③ 両立支援のひろば

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

④

③



■ 埼玉労働局における説明会等両立支援情報

④ 埼玉労働局 「職業生活と家庭生活の両立支援のために」



改正育児・介護休業法等説明会のご案内

男女とも仕事と育児を両立できるよう、産後パパ育休制度(出生時育児休業制度)の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化等を規定した改正育児・介護休業法が、令和4年4月1日より段階的に施行されます。

また、令和4年4月1日からは、労働施策総合推進法に基づくパワハラ防止措置の義務企業及び、改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務企業が拡大されます。

これらの法改正について、令和4年1・2月にオンライン・オフラインでご案内します。

日時・場所・申込

申込は裏面をご参照ください。
定員になり次第、申込受付は終了させていただきます。

オンライン方式 ZOOM ウェビナー（ウェブ上での申込み）

	日 時	定 員	申込〆切
①	1月27日(木) 14:00~16:00 (15分前より接続予定)	500名	1月19日
②	2月4日(金) 10:00~12:00 (15分前より接続予定)	500名	1月27日
③	2月28日(月) 14:00~16:00 (15分前より接続予定)	500名	2月18日

来場方式 (FAXによる申込み)

	日 時	会 場	定 員	申込〆切
④	1月19日(水) 14:00~16:00	埼玉労働局 雇用保険説明会会場 さいたま市中央区新都心 11-2 14F JRさいたま新都心駅徒歩3分	50名	1月11日
⑤	2月21日(月) 13:30~15:30 ※終了後、女性活躍推進法について 個別相談可(101人以上規模企業対象)	ハローワーク熊谷 セミナールーム 熊谷市箱田 5-6-2 JR熊谷駅より徒歩20分 JR熊谷駅よりバス「ハローワーク熊谷前」下車すぐ	50名	2月10日

- ・ 来場方式の申込は、できる限り多くの企業の方にご参加いただけるよう、1社につき1名様までとさせていただきます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、オンライン開催への変更等をする場合があります。
- ・ 「3密」を避けるため、席の間隔を空けて受講できる体制にし、消毒を徹底いたします。ご参加の方におかれましてもマスク着用にご協力をお願いします。また、発熱など風邪の諸症状のある方、体調不良の方は参加をご遠慮ください。

説明内容

説明内容は各回共通

改正育児・介護休業法について

職場におけるハラスメント対策について

改正女性活躍推進法について (⑤の回は終了後、個別相談あり)

【お問合せ先】 **埼玉労働局雇用環境・均等室** TEL **048-600-6210**

〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー16階

「改正育児・介護休業法説明会」参加申込

オンライン方式(ZOOM)申込

以下の申込ページ(埼玉労働局 HP からリンクもあります)から登録してください。

① (1/27)の申込	② (2/4)の申込	③ (2/28)の申込
		
https://zoom.us/webinar/register/WN_j95mN5tJQ5i6ZlAs3CNVlg	https://zoom.us/webinar/register/WN_RgUL3g_JT3W8kPkQgH_6Wg	https://zoom.us/webinar/register/WN_3lEteLi7QkGSjAeb4o0p5Q

- ※ 定員に達した場合、参加登録ページには「登録が終了しました」と表示されますのでご注意ください。
登録から3日以内に招待メールが届かない場合は埼玉労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。
- ※ Zoom の利用にあたっては、ご参加者自身によるインターネット利用環境等整備が必要です。説明会受講前に利用環境をご自身で確保してください。また、Zoom を利用する際の通信料等は、参加者様の負担となります。
- ※ 埼玉労働局では、Zoom の設定方法や操作等に関するお問合せはお受けできません。Zoom の設定方法や操作等については、Zoom ヘルプセンター(<https://support.zoom.us/hc/ja>)をご確認ください。

来場方式申込(FAX)

下記をご記入の上、当用紙を FAX でお送りください。

FAX 048 (600) 6230

埼玉労働局 雇用環境・均等室 指導班

<ご参加者>

参加希望回 <small>④か⑤の枠どちらかに○をお付けください。</small>	④	1 / 19 (埼玉労働局)
	⑤	2 / 21 (ハローワーク熊谷) 女活法個別相談希望 有・無 (有の場合、従業員数 名)
貴社名 (フリガナ)		
部署名		
電話番号		
郵便番号・住所		
ご参加者氏名		

- ※ ハローワーク熊谷では、本説明会に関しては問合せ対応をしておりません。
お問合せは 埼玉労働局雇用環境・均等室 (TEL : 048-600-6210) へお願いいたします。